

藤沢地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定により設置された藤沢地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 藤沢地区の推進会議の名称は、藤沢地区郷土づくり推進会議とし、通称は、「藤沢地区地域まちづくり会議」とする。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市民、地域団体等の地域の意見を集約しながら地域の課題を把握し、課題解決に向けた方向性を検討すること。
- (2) 前号による検討の結果に基づき、市長に対し提案を行うとともに、必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うこと。
- (3) 第1号による検討の結果に基づき、地域の特性を活かした事業を企画及び実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、市長又は推進会議が必要があると認める事項

(意見の集約)

第4条 推進会議は、前条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 地区全体集会
- (2) アンケート
- (3) 前2号に掲げる方法のほか、藤沢地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第5条 推進会議は、30人以内の委員で組織する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者に該当する者のうちから、市長が選出し、委嘱する。

(1) 推進会議が設置された地区内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は地区内で活動する者（この市の常勤の職員又は議員である者を除く。）で、委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考した者

(2)別表における地域団体等から推薦された者

2 前項各号の者のうちから市長が選出する委員の人数は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

3 委員は、無報酬とする。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（役員等）

第8条 推進会議に議長1人のほか、副議長2人（以下「役員等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

（会議の開催）

第10条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

(1) 全体会議

(2) 企画会議

(3) 役員会

(4) 部会

(5) 前4号に掲げるもののほか、役員等で協議し、必要と認める会議

(会議の公開)

第11条 推進会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 会議の内容が市長が別に定める非公開情報に係るものである場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録の作成)

第12条 推進会議は、会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

- (1) 会議を開催した日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席した委員の数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(議事録の公開)

第13条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間、公表するものとする。

(部会)

第14条 推進会議に次の部会を置き、委員及び推進会議に協力する者等の中から推進会議が選任する者で構成する。

- (1) 活動部会
- (2) 推進部会

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第15条 推進会議の事務局は、藤沢公民館とする。

(委員選考委員会)

第16条 市長は、現に委員である者の任期が満了する3月前までに、議長並びに委員及び委員以外の者の中から推進会議が選任する者によって構成する

選考委員会を設置しなければならない。

前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

番号	地 域 団 体 の 名 称
1	藤沢東部地区自治会・町内会連合会
2	藤沢西部地区町内会自治会連合会
3	藤沢東部地区社会福祉協議会
4	藤沢西部地区社会福祉協議会
5	藤沢東部地区民生委員・児童委員協議会
6	藤沢西部地区民生委員・児童委員協議会
7	藤沢東部地区交通安全対策協議会
8	藤沢西部地区交通安全対策協議会
9	藤沢東部地区防犯協会
10	藤沢西部地区防犯協会
11	藤沢東部地区生活環境協議会
12	藤沢西部地区生活環境協議会
13	藤沢東部地区青少年育成協力会
14	藤沢西部地区青少年育成協力会
15	三者連携ふじさわ たまじやり応援団会議
16	三者連携ふじさわ 大清水心のかげはし会
17	本町小おやじの塊
18	第一中おやじネットワーク
19	本町白旗商店街振興組合
20	南仲通り商店会
21	藤沢東部地区老人クラブ連合会